

# 加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMHI原子燃料株式会社への分割に係る認可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する認可の基準への適合について

原規規発第 2303083 号  
令和 5 年 3 月 8 日  
原子力規制委員会

## 1. 審査結果

原子力規制委員会は、三菱原子燃料株式会社及びMHI原子燃料株式会社から提出のあった、三菱原子燃料株式会社とMHI原子燃料株式会社との分割認可申請書（令和5年1月10日付け三原燃第22-0521号をもって申請、令和5年2月3日付け三原燃第22-0584号をもって一部補正。以下「本申請」という。）について審査した結果、本申請は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第18条第2項において準用する同法第14条第1号、第2号及び第4号並びに同法第15条に掲げる基準に適合しているものと認める。

## 2. 申請の内容

加工事業者である三菱原子燃料株式会社は、令和5年3月15日付けで同社の事業のうち、加工の事業を分割し、MHI原子燃料株式会社に承継させることを予定している。

本申請は、三菱原子燃料株式会社の加工の事業の全部をMHI原子燃料株式会社に承継し、引き続き、MHI原子燃料株式会社（以下「承継者」という。）が加工の事業を遂行することを申請するものである。

## 3. 審査の内容

### (1) 法第18条第2項において準用する同法第14条第1号への適合性

重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の加工の事業を適確に遂行するに足る技術的能力（以下「技術的能力」という。）について、承継者は平成29年11月1日に許可した三菱原子燃料株式会社の核燃料物質加工事業変更許可申請書（以下「既許可」という。）に記載した組織、体制、教育・訓練等に係る方針を維持するとともに、三菱原子燃料株式会社において加工の事業等に係る経験を有する技術者及び有資格者が引き続き業務を実施するとしており、承継者には技術的能力があると認められる。

(2) 法第18条第2項において準用する同法第14条第2号への適合性

加工の事業を的確に遂行するに足る経理的基礎について、承継者は三菱重工業株式会社の完全子会社であり、毎事業年度の予定加工規模及び加工に要する核燃料物質の取得計画から資金調達が可能としているため、承継者には加工の事業を的確に遂行するに足る経理的基礎があると認められる。

(3) 法第18条第2項において準用する同法第14条第4号への適合性

法第13条第2項第7号の体制（加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制）の整備に関する事項について、承継者は既許可等（法の一部改正に伴う「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出」（令和2年5月29日付け三原燃第20-0122号）を含む。）から変更がないとしており、承継者の法第13条第2項第7号の体制は原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

(4) 法第18条第2項において準用する同法第15条への適合性

法第15条の規定について、承継者は許可の欠格条項に該当していないと認められる。